

「業界標準管理弁法（第15条）（改正草案請求意見稿）」に関する意見

意見項目	修正提案	修正理由
第15条 第2項	<p>(修正前)</p> <p>(2) 業界標準の公表前に、特許権者又は特許出願人から、無償又は公正かつ合理的な非差別的な原則によるライセンスの宣言を得なければならない。</p> <p>(修正後)</p> <p>(2) 業界標準の公表前に、特許権者又は特許出願人から、<u>以下の3つの内容から選択された一つの特許実施許可声明</u>を得なければならない。</p> <p><u>(一) 特許権者または特許出願人は公平、合理、非差別を基礎として、無償でいかなる組織または個人に、国家標準を実施する際その特許を実施することを許可することに同意する；</u></p> <p><u>(二) 特許権者または特許出願人は、公平、合理、非差別を基礎として、有償でいかなる組織または個人に、国家標準を実施する際にその特許を実施することを許可することに同意する；</u></p> <p><u>(三) 特許権者または特許出願人は、以上2種の方式に基づく特許実施許可に同意しない。</u></p>	<p>「国家標準の特許に係る管理規定（2014年1月1日施行）」の第9条は、以下のように規定する。</p> <p>「業界標準管理弁法」においても、第15条柱書に「その管理は、国家標準の特許に係る管理規定を参照して行わなければならない。」と規定していることから、同様にすべきである。</p> <p>「第9条 国家標準が改訂過程にあり特許に係る場合、全国專業標準化技術委員会または管理集約単位は適時に特許権者または特許出願人に特許実施許可声明を出すよう要求しなければならない。該声明は特許権者または特許出願人により以下の3つの内容から選択された一つでなければならない。</p> <p>(一) 特許権者または特許出願人は公平、合理、非差別を基礎として、無償でいかなる組織または個人に、国家標準を実施する際その特許を実施することを許可することに同意する；</p> <p>(二) 特許権者または特許出願人は、公平、合理、非差別を基礎として、有償でいかなる組織または個人に、国家標準を実施する際にその特許を実施することを許可することに同意する；</p> <p>(三) 特許権者または特許出願人は、以上2種の方式に基づく特許実施許可に同意しない。」</p>
第15条	<p>「国家標準管理弁法」に関しては「専利に係る国家標準に関する管理規定（暫定）」が2014年1月に施行されている。業界標準に関しても、第15条に規定される専利に関して、上記管理規定のような詳細なガイドラインの制定を要望する。</p>	<p>第15条の規定だけでは、「標準の実施に不可欠な専利」に関して、「知り得る標準必須特許情報の開示」の方法、業界標準の交付前あるいは交付後の「専利権者又は専利出願人による無償での又は公平・合理的・非差別的の原則に従った実施を許諾する旨の宣言を取得」の方法など、運用の詳細が不明である。</p>